

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和28年四月十五日第三種郵便物

## 告 示

### 鳥取県告示第一六四號

次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四條の規定により告示する。

昭和二十八年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

目 次  
◇告示 保安施設地区予定地について

郡	町 村	大字	字	地 番	台 帳	見 込	見込面積	指定の目的	指 定 期 間
---	-----	----	---	-----	-----	-----	------	-------	---------

東伯	竹田	穴鴨	勝負谷	一、三三六	一、五〇〇	一、五〇〇	〇、五〇〇	土砂崩壊防備のため	一箇年
同	同	同	同	一、三三四	一、五〇〇	一、五〇〇	〇、五〇〇	同	同



















施 業 要 件

土砂崩壊防備のため指定される予定のもの

一 落葉、下草、土砂、石礫の採取を禁ずる。

一 植栽木の伐採を禁ずる。

土砂流出防備のため指定される予定のもの

一 落葉、下草、土砂、石礫の採取を禁ずる。

一 植栽木の伐採を禁ずる。

飛砂防備のため指定される予定のもの

一 落葉、下草、土砂の採取を禁ずる

一 工作物の移動を禁ずる。

一 植栽木の伐採を禁ず

昭和四年四月十日第三種郵便物認可

発 行 日 次 金

發 行 所 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所